

高速度カメラ出張技術講習会

センターが保有している高解像度ハイスピードカメラの利用促進と
機器活用技術の向上を目的に、機器取扱講習会を開催します

高解像度ハイスピードカメラ ビジョンリサーチ社製「PHANTOM V1210」

本機器は公益財団法人 JKA の補助を受けて整備しました

- **受講対象者** 県内で製造業に従事する技術者、今後従事しようとする者また、これらを支援する立場にある者
- **日時** 平日 10:00~15:00 のうちの 1 時間（土日祝日を除く）
案内開始日から平成 31 年 2 月末まで
- **場所** 依頼企業内（大分県内のみ）または、産業科学技術センター内など
- **説明者** 機械担当 伊野
- **内容** 前半 30 分 高速度カメラの構成・特徴と基本的な取扱方法
後半 30 分 受講者による試操作および現場撮影条件に適した活用方法
- **受講料** 受講料・開催費用 無料
- **受講者人数** 5 名程度（最少開催人数 3 名）
- **問合せ** 大分県産業科学技術センター 機械担当 伊野 拓一郎
Tel 097-596-7100（代表） E-Mail t-ino@oita-ri.jp
- **申込み** 開催日時・場所をセンター担当者と調整後、申込書にご記入のうえ FAX またはメールでお申し込みください
- **その他**
 - ① 開催日時・場所は、担当者との打ち合わせにより調整します
 - ② 動画を保存したい場合は、大容量の USB-HDD 等をご準備ください（可能であれば USB 3.0 接続 500GB 以上）
 - ③ 現場では、AC100V 電源を使用させていただきます
 - ④ 講習会終了後、引続き機器を使用する場合は、機器貸付料 1,370 円/時が発生します
最大延長は講習会当日の 17:00 までです
機器貸付料は、翌勤務日にセンターにお越しいただき、現金でお支払いください【別紙 1】
 - ⑤ 機器の貸出しのみは、行っていません
 - ⑥ 原則、年度内で 1 社 1 回ですが、受講者が異なる場合は 1 社あたり複数回の開催も可能です
 - ⑦ 受講目的によっては開催できない場合があります。また、都合によりご希望どおりの条件で開催できない場合があります



【別紙 1】

出張型講習会における延長使用時の機器貸付料のお支払いについて

機器貸付料のお支払いは、原則センター窓口にご来訪いただき現金でのお支払いとなっておりますが、ご利用者の利便性を考慮し、お近くの金融機関でのお支払いも可能としております。金融機関でのお支払方法の場合、事前の手続きが必要となります。

1. センター窓口で現金支払いの場合

(1) 講習会当日

機器使用時に講習会会場にて機械器具借受申込書をご記入いただきます。

(2) 講習会の翌日（翌勤務日）

翌勤務日の 17:00 までに、センター窓口で使用料を現金でお支払いください。

（センター窓口に来られる方は、受講者ご本人でなくてもかまいません）

2. 納入通知書による金融機関での支払いの場合

(1) 講習会の 2 週間前

「納入通知書による納付届」をセンターへご提出ください。

（手続きには 2 週間程度を要します。早めにご連絡ください）

「納入通知書による納付届(收受印)」を受講者あて送付します。これをもって納入通知書によるお支払い手続きの準備が完了したことになります。

(2) 講習会当日

機器使用時に講習会会場にて機械器具借受申込書をご記入いただきます。

受講者が保有する「納入通知書による納付届(收受印)」を確認させていただきます。また、講習会のセンター職員にそのコピーをご提出ください。

（「納入通知書による納付届(收受印)」のコピーをご準備ください。）

(3) 講習会翌日（翌勤務日）

翌勤務日の日付で「納入通知書」をセンターから受講者へ送付します。

(4) 講習会翌日（翌勤務日）から 15 日以内

「納入通知書」を受け取った受講者は、期日内に金融機関で使用料をお支払いください。

（送付日数などを考慮しますと、実質的なお支払い期限は、納入通知書がお手元に届いてから 1 週間程度となります。）

●いずれのお支払い方法におきましても、見積書・請求書などは発行されません。

●お支払いできる金融機関は、次の金融機関のうち大分県内に所在する金融機関の本店・支店等です。

銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信託銀行、商工組合中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫